

地域密着型サービス事業者指定までの手続きの流れ

(1) 事前協議手続き

地域密着型サービス等の事業所指定については、介護保険法令等の規定に基づき事務手続きを進めていくことになります。市が指定するにあたっては、介護保険法第78条の2第7項の規定により、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めなければならないとされていることから、申請を円滑に進めるために事前協議を行っていただくこととしております。事前協議完了後、着工・指定申請の提出となります。

※ 平成28年4月1日以降に小規模な通所介護事業所を開設する場合は、事前協議が必要となります。事前協議に要する時間も考慮し、設置計画を作成してください。

(2) 手続きの流れ

	今 治 市	事 業 者	そ の 他
事前相談	事前相談受付	事前相談	
事前協議 標準処理期間は概ね90日以内とする	事前協議書受理 審 査 ・書類審査 ・現地調査 事前協議結果通知 ・地域密着型サービス事業所等設置計画事前協議結果通知書	事前協議書提出 ・地域密着型サービス事業所等設置計画事前協議書 事前協議結果通知受領 (承認の場合) 着 工 (不承認の場合) 再協議	・地元への説明 ・消防、建築部局等との協議 ・介護保険運営協議会からの意見聴取等 ・建築確認申請 ・開発行為許可申請 等
指定申請	指定申請受付 審 査 ・書類審査 ・現地調査 指定通知	竣工 指定申請書提出 事業開始	・老人福祉法に基づく届出 ・生活保護法に基づく届出